

入札保証金の取扱いについて

1 入札保証金について

入札公告等において、入札保証金を求められた入札参加者は、消費税法に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければなりません。ただし、茅ヶ崎市契約規則（昭和47年茅ヶ崎市規則第15号）第5条各号のいずれかに該当する場合は、これを減免することができます。

2 入札保証金の納付方法について

納付に関する提出書類は、茅ヶ崎市のホームページをご覧ください。

(1) 現金で納付する場合

納付金額	入札金額の100分の5以上の額
納付方法	入札参加者は、【入札保証金納付書兼領収書発行依頼書】を契約検査課に提出し、入札保証金納付書の発行を受け、茅ヶ崎市が指定する金融機関等で納付してください。
納付期日	入金確認のため、開札日前日（開札日前日が市役所の閉庁日にあたるときは、その前の開庁日）の午後0時までに金融機関の領収印のある納付書を契約検査課にご持参ください。 ※納付が確認できない場合は入札は無効となります。
還付方法	【入札保証金払出請求書】を契約検査課に提出してください。開札日の翌日から30日以内に指定の口座に振り込みます。 ※落札者となった場合は契約締結後に還付します。

(2) 入札保証金を有価証券等に代える場合

納付金額	入札金額の100分の5以上の額	
必要書類	有価証券が記名式の場合は、売却承認書及び白紙委任状も併せて提出してください。	
	有価証券等の種類	担保の価格
	①国債証券（利付き国債に限る。）、地方債証券、政府保証債券	額面金額
	②確実と認められる金融機関が振出し又は支払い保証した小切手	小切手金額
	③その他市長が確実と認める有価証券	額面金額の10分の8以内の額に相当する額
	④銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	保証金額 (保証期間は、書類提出日から契約締結予定日まで含む。)
⑤保険会社の入札保証保険証券	保証金額 (保険期間は、書類提出日から契約締結予定日まで含む。)	

納付期日	<p>入札参加者は、<u>開札日前日（開札日前日が市役所の閉庁日にあたるときは、その前の開庁日）の午後0時までに次の書類を契約検査課に提出し、領収印のある保管有価証券領収書を受領してください。</u></p> <p>※上記提出書類のうち、①～③については  <b>【有価証券】、【保管有価証券納入書】、【保管有価証券領収書】</b></p> <p>上記提出書類のうち、④については  <b>【金融機関の保証】、【保管有価証券納入書】、【保管有価証券領収書】</b></p> <p>上記提出書類のうち、⑤については  <b>【入札保証保険証券】、【保管有価証券納入書】、【保管有価証券領収書】</b></p> <p>※保管有価証券領収書は、還付のときに必要ですので保管しておいてください。  ※納付が確認できない場合は入札は無効となります。</p>
還付方法	<p><u>【保管有価証券還付請求書】と領収印のある保管有価証券領収書に必要事項を記載し、契約検査課に提出してください。</u>当該書類と引換えに還付を行います。</p> <p>※落札者となった場合は契約締結後に還付します。</p>

### 3 入札保証金の未納等又は入札保証金の減免に係る書類の不備等について

開札日前日（開札日前日が市役所の閉庁日にあたるときは、その前の開庁日）の午後0時までに入札保証金の未納等により入札が無効になる場合は次のとおりです。

- ①納付が必要であるにもかかわらず未納の場合
- ②入札保証金額が規定の額に不足する場合
- ③入札保証金の減免に係る書類の提出がない場合
- ④入札保証金の減免に係る書類に不備がある場合

### 4 落札者が契約を締結しない場合の取扱い

落札者が契約を締結しない場合は、入札保証金又はこれに代わる担保等は返還しません。また、入札保証保険又は金融機関による入札保証の場合は、その定めに従って保険金又は保証金を請求します。

### 5 費用の負担

入札保証金の納付、入札保証金に代わる担保の納入又は入札保証金の減免に係る書類の提出に必要な費用は、入札参加者の負担とします。

### 6 契約保証金の取り扱いについては、これに準じます。